

～ビジョンの実現に向けて（推進体制）～

●ビジョンで示した農業振興に係る現状認識、基本的な考え方及び施策の展開方向について以下の関係者で認識を共有するとともに、関係者が連携し、それぞれが役割に沿って必要な行動、取組を行い、また、広く市民の理解、関係者の理解と協力を得るため、計画と施策の広報、啓発に取り組みます。



～「地産地消」ですすめる 持続可能な農業・農村づくり～



概要版

令和3(2021)年7月
広島県廿日市市

第1章 ビジョン策定の考え方

●ビジョン策定の趣旨

本市では、長年にわたって多彩な農業が営まれ、農産物の供給とともに、農業を通じて形成される美しい農村景観、洪水防止等の公益機能などを通じて市民生活に関わってきましたが、人口減少や食料需要の多様化が進むなかで農業をとりまく環境は大きく変わりつつあります。

こうした情勢変化を踏まえつつ、市民等の期待やニーズに応えながら、廿日市市ならではの持続的で活力ある農業を築くため、農業振興施策の基本指針となる「廿日市市農業振興ビジョン」を策定しました。

●ビジョンの位置づけ

本計画は、農業・農村を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市の農業、農村振興の基本指針として、今後の10年間の目標や施策の方向を示すものです。

また、第6次廿日市市総合計画を上位計画とし、現行の廿日市市産業振興ビジョン及び廿日市市観光振興基本計画等と連携しつつ施策を展開することとします。

●目標年次と計画期間

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。ただし、農業・農村を取り巻く環境変化や施策の進捗状況及び上位計画をふまえ、5年を目安に見直しを行います。

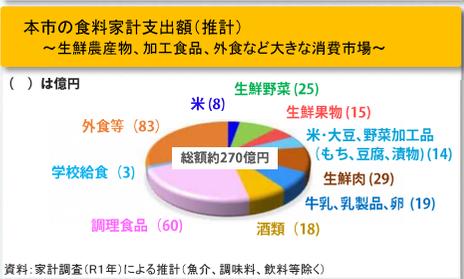
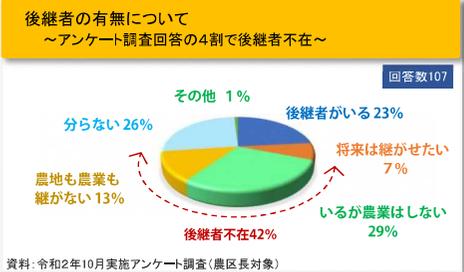
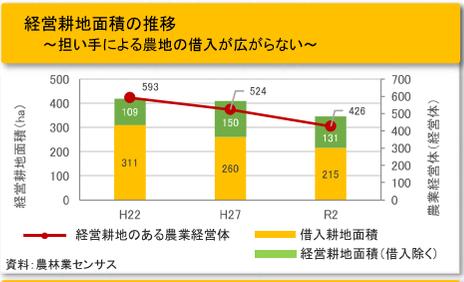
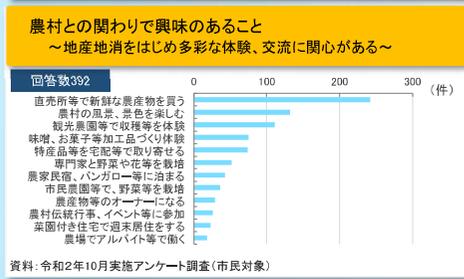
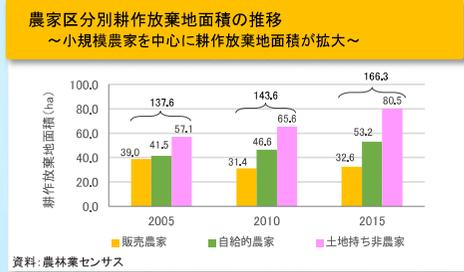
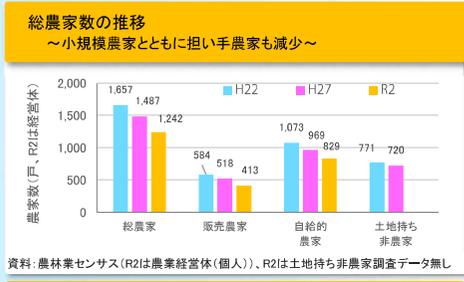
農業振興施策を通じたSGDsへの貢献

目標No	主な農業振興施策	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
目標2	日本型直接支払制度	2 気候変動に起因する影響の軽減
目標6	環境保全型農業、農業用施設維持保全	6 安全な水とトイレの基本的インフラ
目標8	農福連携、女性活躍	8 持続可能な経済成長
目標9	6次産業化、スマート農業	9 産業と雇用・労働
目標11	農業用施設(ため池、道路・水路)、水田の保全	11 持続可能な都市と地域
目標12	地産地消(産直市等)、食育、食品ロス削減	12 持続可能な消費と生産
目標13	自然災害への対策(防災、減災)	13 気候変動に起因する影響の軽減
目標14	環境保全型農業、農業資材等適正管理	14 海の豊かさを守ろう
目標15	環境保全型農業、鳥獣保護(有害鳥獣捕獲)	15 陸の豊かさを守ろう
目標17	農商工連携、交流促進	17 持続可能なパートナーシップ

廿日市市農業振興ビジョン【概要版】

編集：廿日市市環境産業部農林水産課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目1番1号 TEL 0829-30-9143

第2章 廿日市市農業の現状と課題



国内農業を取り巻く情勢

- 少子高齢化、貿易自由化 → 食市場の変化、多様化
- 産地間競争の進行 → 産地・経営体の大型化
- 環境意識の高まり → 脱炭素化・SDGsへの貢献

国の農業施策

- 食料自給率向上等 → 人材育成・確保等
- 労力不足、生産性向上 → スマート農業の確立

廿日市市農業の現状

- 限られた農地で営まれる小規模な農業経営
- 水稲、いちご、長なす、観光農園など地域の特性を活かした多彩な農業
- 軟弱野菜による新規就農者の増加
- 産直市(直売施設)を販売拠点として少量多品目が生産

廿日市市の農家・農地の動向

- 後継者、担い手不足 → 遊休農地の拡大
- 耕作放棄地及び有害鳥獣被害増加

農業振興に関するアンケート調査結果 (R2.10 実施)

農業者の意向

- 生産性向上(農地確保、技術向上)
- 水田農業の担い手(作業受託)

市民、実需者の意向

- 地元農産物供給(直売、学校給食)
- 農業・農村での多彩な交流・体験

農業振興の課題

- ◆ 地域農業をリードする担い手や水田農業を支える担い手の育成・確保すること
- ◆ 農地をはじめとした農業生産基盤を次世代に引き継いでいくこと
- ◆ 連携・交流をすすめ、農業の潜在力を発揮させること

第3・4章 農業振興の基本方針と施策の展開方向

●本市の強みである都市沿岸部と中山間地域の近接性を活かし、生産・消費・実需の「連携」を軸に、「地産地消」をすすめ、市民それぞれの役割を果たしつつ持続可能な農業・農村を実現していくため、人材に着目した「1. 産地や地域を支える担い手の育成」、連携に着目した「2. 交流・連携を通じた農業の潜在力の発揮」、農地に着目した「3. 農地や農業用施設の維持、継承」を施策の基本とします。

